

消防団活動で

自家用車が**破損**したら

最高 **10** 万円の見舞金ができます！

例えばこんなとき

災害出動の往復途上で…



自家用車を
ぶつけてしまった！

台風警戒で巡回中に…



飛来物が当たって
破損した！

水害対応の時…



詰所で駐車中に
水没した！

こんな事業があるの
知らなかった！

相談してみても
本当によかった！

原動機付自転車も
対象になるのね！

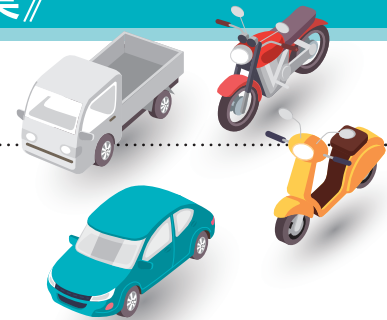
団員の皆さまの“**安心**”を守りたい



消防団員等公務災害補償等共済基金

www.syouboukikin.jp

《自動車等損害見舞金支給事業》



1 見舞金の対象となる自動車

- (1) 団員が所有する自動車又は原動機付自転車
(2) 団員が所有する自動車又は原動機付自転車に準じるもの

- ① 団員と生計を同一にしている親族の所有する自動車等
② 団員または①の親族が取締役等をしている法人の所有する自動車等
③ 団員、①の親族又は②の法人が割賦販売等で購入した自動車等で、その所有権が売主に留保されているもの
④ 団員、①の親族、②の法人が譲渡により担保の目的とした自動車等で、その所有権が担保権者にあるもの

2 見舞金の対象となる損害

非常時
(火災、災害時)

災害時の緊急出動のために
団員がその自家用車を自ら使用した場合

災害時の緊急出動のために
団員がその自家用車を他人に運転させ又は使用させた場合

- 具体例 ▶▶ ① 火災等、災害現場への往復途上の損害
② 火災等、災害現場での活動中の駐車時の損害
③ 台風等の警戒のための巡回中の損害



平常時

公用車がない等の理由で、やむを得ず団員が
自家用車を消防団活動に直接使用した場合

公用車がない等の理由で、やむを得ず団員がその自家用車を
他の団員に貸して、それを借りた団員が消防団活動に直接使用した場合

- 具体例 ▶▶ ① 広報、夜警等に団員の自家用車を直接使用した時の損害
② 資機材搬送の場合、搬送開始から搬送終了までの間の損害

※訓練・会議・広報活動場所への往復途上
及び駐車中は見舞金支給対象外です

3 見舞金の額

見舞金の額は修理に要した額に応じて支給されます (3万円～10万円)

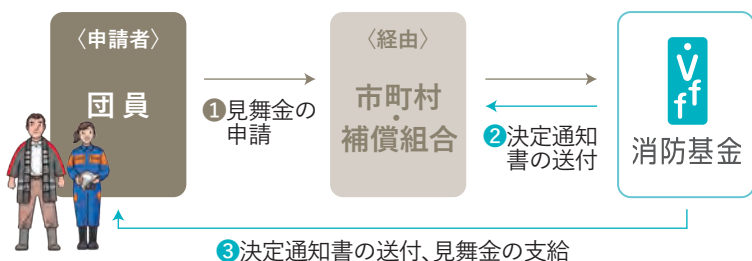
修理費の額	見舞金の額
100,000 円以上	100,000 円
95,000 円以上 100,000 円未満	95,000 円
90,000 円以上 95,000 円未満	90,000 円
85,000 円以上 90,000 円未満	85,000 円
80,000 円以上 85,000 円未満	80,000 円
75,000 円以上 80,000 円未満	75,000 円
70,000 円以上 75,000 円未満	70,000 円
65,000 円以上 70,000 円未満	65,000 円
60,000 円以上 65,000 円未満	60,000 円
55,000 円以上 60,000 円未満	55,000 円
50,000 円以上 55,000 円未満	50,000 円
45,000 円以上 50,000 円未満	45,000 円
40,000 円以上 45,000 円未満	40,000 円
35,000 円以上 40,000 円未満	35,000 円
30,000 円以上 35,000 円未満	30,000 円

※修理費が 3 万円未満の場合は支給対象外です

4 申請手続

見舞金を受けようとする団員は、見舞金の申請書を市町村又は補償組合を経由して基金に提出してください
申請書には以下の資料を添付してご提出ください

- ① 修理費の額を証明する領収書
② 修理等の内容がわかる請求書又は見積書
③ 破損箇所が確認できる写真等



5 自動車保険を使って修理した場合

- 自分の自動車保険を使って修理した
- 相手のある事故で相手方の自動車保険を使って修理した



保険の使用に関係なく
見舞金は支給されます

(見舞金の支給によって、保険金の額が調整される場合があります)